

草津市多文化共生推進プラン（案）

令和3年(2021年)●月

(市長挨拶)

目 次

第1章 プラン策定にあたって	
1 背景・趣旨	1
2 プランの位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 多文化共生を取り巻く現況	
1 国の状況	3
2 滋賀県の状況	5
3 草津市の状況	8
4 草津市の現状と課題	12
第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方	
1 多文化共生のまちづくりの意義	14
2 基本理念と体系	15
(1) 基本理念	
(2) 基本方針	
(3) プランの体系	
(4) 基本目標および重点的な取組	
第4章 多文化共生施策の展開	
1 コミュニケーション支援	18
(1) 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備	
(2) 日本語教育等の推進	
2 生活支援	20
(1) 教育機会の確保	
(2) 働きやすい労働環境の確保	
(3) 災害時の支援体制の整備	
(4) 医療・保健・子育て・福祉サービスの提供	
(5) 住宅確保のための支援	
3 多文化共生の地域づくり	26
(1) 多文化共生の意識啓発・醸成	
(2) 外国人住民の社会参画支援	
(3) 外国人留学生等の能力を活かした地域活性化	
第5章 多文化共生施策の推進	
1 それぞれの役割	29
(1) 市民	
(2) まちづくり協議会・町内会	
(3) 市民公益活動団体	
(4) 草津市国際交流協会	
(5) 教育機関（保育所・幼稚園・こども園・小中学校・高校）	
(6) <u>医療・保健・福祉関係機関</u>	
(7) 企業	
(8) 大学	
(9) 市	
2 推進に向けて	31
<資料編>	32

本プランにおける用語の定義

日本人住民	本市に住民登録がある日本国籍の者
在留外国人	住民登録がある外国籍の者
外国人住民	本市に居住、通勤もしくは通学する、または市内で事業を営む外国籍の者
外国人留学生等	本市の大学等に通学している、または本邦の大学等卒業者で就職活動中の外国籍の者
外国人児童生徒等	国籍にかかわらず日本語を母語としない児童生徒

第1章 プラン策定に当たって

1 背景・趣旨

近年の日本においては、人口減少・高齢化が進む一方で、急速にグローバル化が進展し、人の国際移動も活発化する中で、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

平成元年(1989年)に出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)が改正され、平成2年(1990年)の施行により、在留資格「定住者」が創設され、製造業の集積地域に「定住者」資格を有する外国人が流入・集住し始めました。以降、滞在が長期化した結果、永住権を取得し、在留資格「永住者」で在留する外国人も増えました。

また、途上国への技能移転による国際貢献を目的として平成5年(1993年)に始まった技能実習制度は、現在最長5年間、77職種139作業(平成12年(2000年)以降農業職種が追加、平成29年(2017年)に初の対人サービス職種として「介護」が追加)となっており、現在、技能実習生は国内の外国人労働者のうち20%を占めるに至っています。そして、平成30年(2018年)6月に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)において、深刻な人手不足を背景に、外国人材の受入れを拡大する方針が示され、平成31年(2019年)4月には、入管法が改正され、新たに創設された在留資格「特定技能」による外国人の受入が開始されました。

さらに、留学生政策の変遷を振り返ると、昭和58年(1983年)、国際交流を主な目的として「留学生10万人計画」が掲げられ、その後、平成20年(2008年)に、高度外国人材の受入れとも連携し、優秀な留学生を戦略的に獲得することを目的として「留学生30万人計画(令和2年(2020年)を目途に30万人の留学生生受け入れを目指すもの)」が打ち出され、平成30年(2018年)12月末時点で337,000人を記録し、目標を前倒して達成されました。

このような状況の下、本市においても、全国と同様に在留外国人数は増加しており、令和2年(2020年)3月末時点で3,066人であり、この3年間で約1.6倍増加しています。在留資格別では、本市には立命館大学BKCキャンパスが立地していることもあり、「留学」が約3割を占めていますが、近年は「技能実習」や、通訳や語学講師等の「技術・人文知識・国際業務」の在留資格者が増加しています。今後は就職した留学生が「技術・人文知識・国際業務」へ在留資格を変更することや、技能実習生が「特定技能」への移行が進むことで、本市においても在留外国人の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられます。

これらの現状を踏まえ、草津市で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍等の違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を活かして活躍できる地域社会を目指す必要があることから、本市では多文化共生を取り巻く課題や、基本的な考え方を整理するとともに、多様な主体と協働して多文化共生のまちづくりを推進するため、「草津市多文化共生推進プラン」を策定します。

2 プランの位置づけ

このプランは、「草津市総合計画」を上位計画とし、令和2年(2020年)9月に総務省が示した「地域における多文化共生推進プランについて(改訂)」および、令和2年(2020年)4月に滋賀県が示した「滋賀県多文化共生推進プラン(第2次改定版)」の方向性を踏まえて策定するものです。また、多文化共生に係る本市の特性や課題を整理し、関連する個別計画との整合性を図りながら、市民、市民公益活動団体、事業者等の役割や推進する取組を体系的にまとめました。

3 計画期間

令和3年(2021年)度から令和7年(2025年)度までの5年間とします。なお、計画期間内であっても経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応、定住化傾向の在留外国人の増加や国籍や在留資格の構成変化等が発生した場合には、必要に応じて見直しを行います。

≪多文化共生とは≫

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(平成18年(2006年)3月 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より)

第2章 多文化共生を取り巻く現況

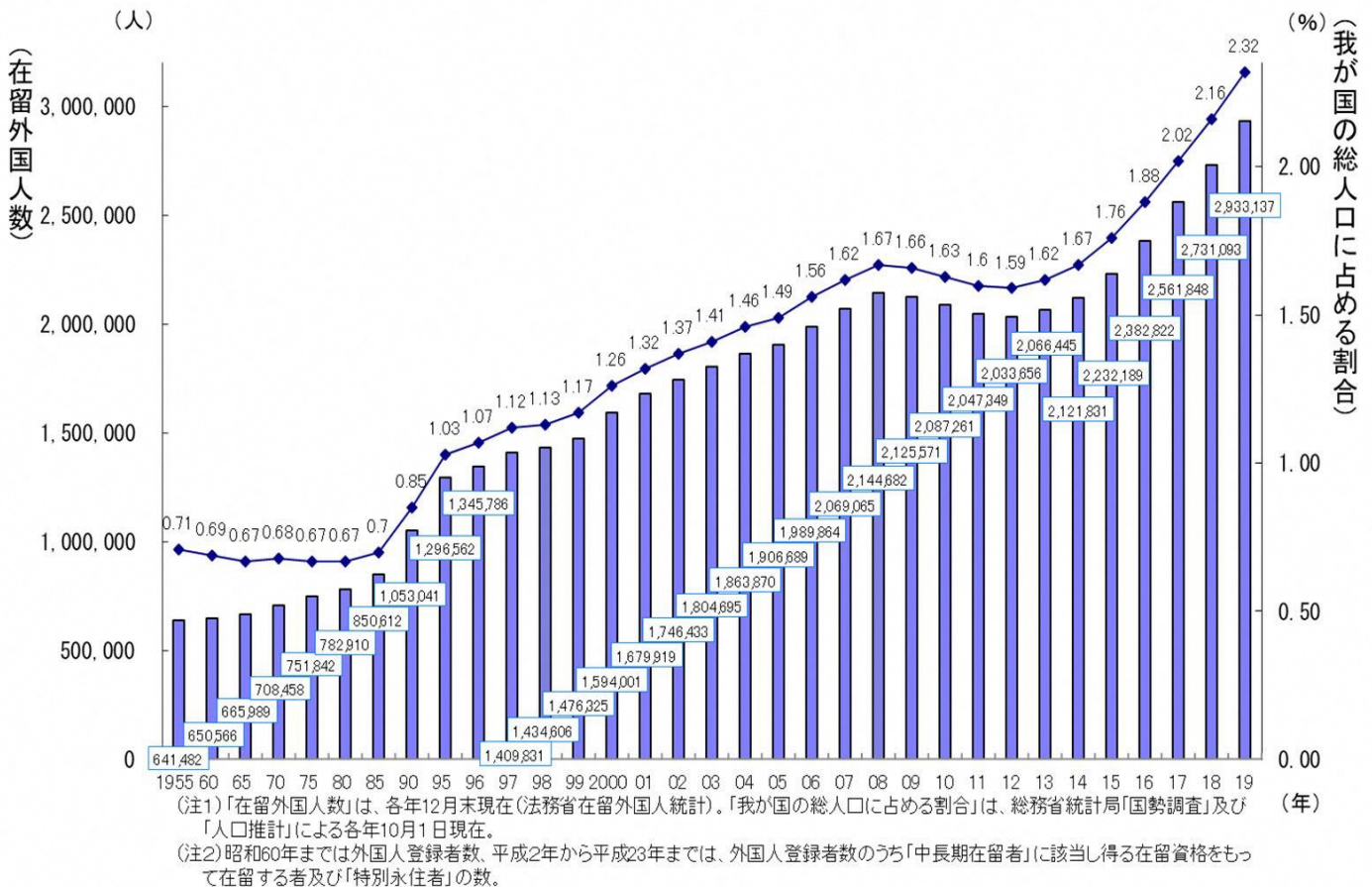
1 国の状況

我が国における在留外国人数は、令和元年(2019年)12月末時点の293万3,137人で前年に比べて20万2,044人(7.4%)増加となりました。

在留カードおよび特別永住者証明書上に表記された国籍・地域数は195(無国籍を除く。)で、増加が顕著な国籍・地域としては、ベトナムが41万1,968人(対前年末比8万1,133人(24.5%)増)、インドネシアが6万6,860人(同1万514人(18.7%)増)となっています。

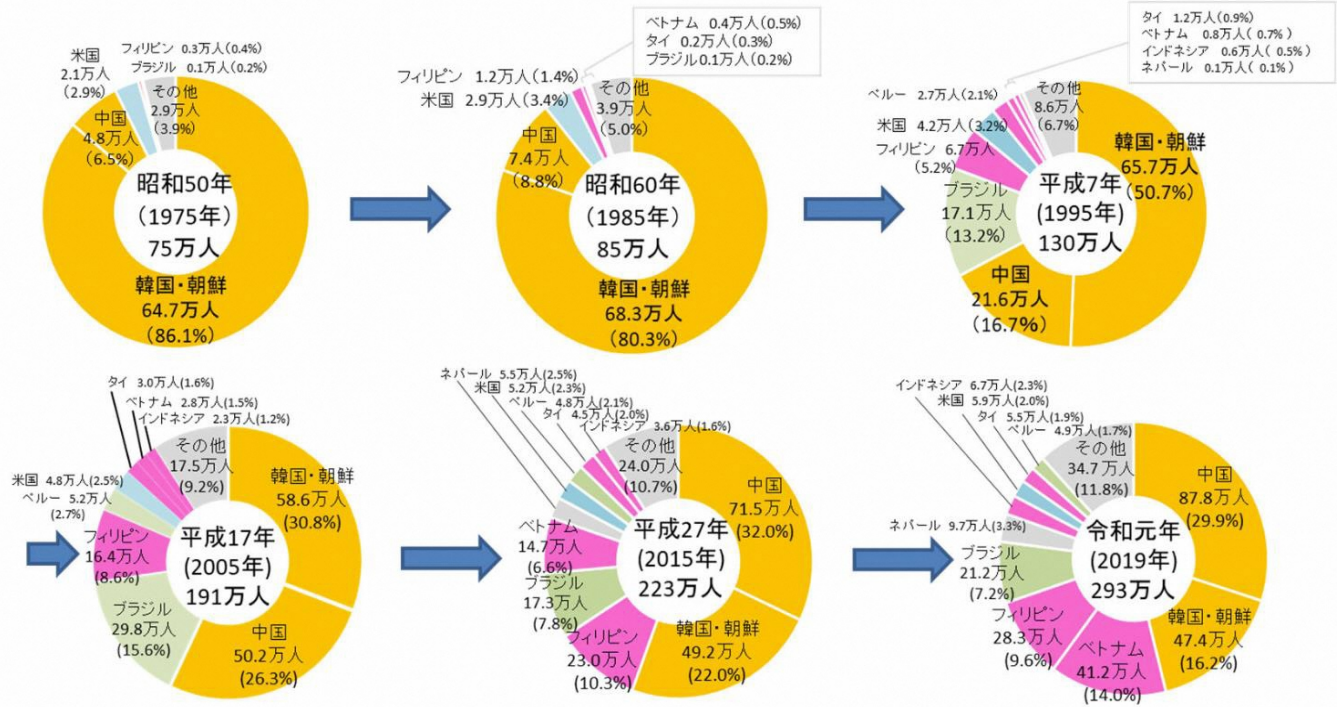
在留資格別では、「永住者」が79万3,164人(対前年末比2万1,596人(2.8%)増)と最も多く、次いで、「技能実習」が41万972人(同8万2,612人(25.2%)増)、「留学」が34万5,791人(同8,791人(2.6%)増)、「特別永住者」の地位をもって在留する者が31万2,501人(同8,915人(2.8%)減)と続いています。直近5年間(平成26年から令和元年まで)で、「技能実習」や「留学」の人数が大きく増加し、また、在留期間が無期限の「永住者」の人数が年々増加し、全体の約3割を占めており、緩やかな定住化の傾向が見られます。

(在留外国人数の推移)



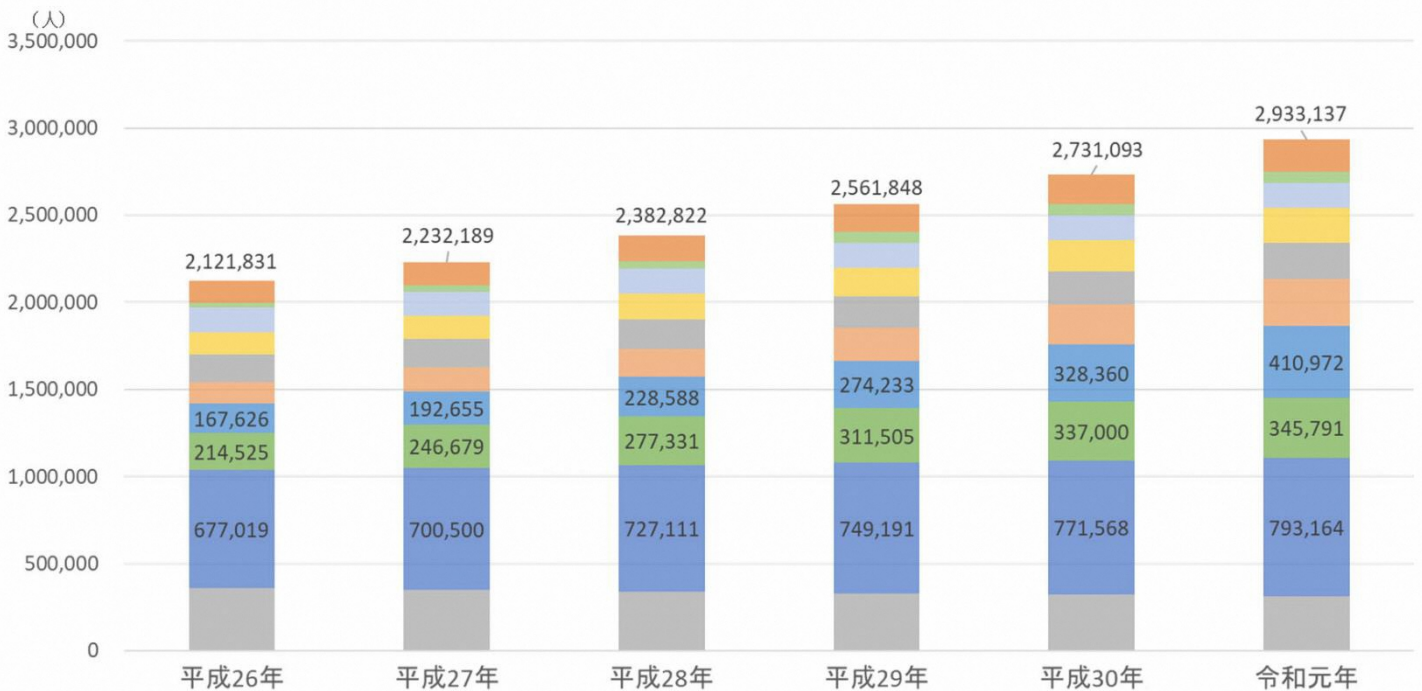
出典：多文化共生の推進に関する報告書(令和2年8月)

(国籍別外国人推移)



出典：法務省「在留外国人統計」

(在留資格別推移)



■ 特別永住者 ■ 永住者 ■ 留学 ■ 技能実習 ■ 技術・人文知識・国際業務 ■ 定住者 ■ 家族滞在 ■ 日本人の配偶者等 ■ 特定活動 ■ その他
 ※その他: 技能、永住者の配偶者等、経営・管理、企業内転勤、教育、高度専門職、教授、宗教、文化活動、興行、医療、研究、研修、芸術、報道、介護、法律・会計業務

出典：法務省入国管理局「在留資格別在留外国人数の推移」

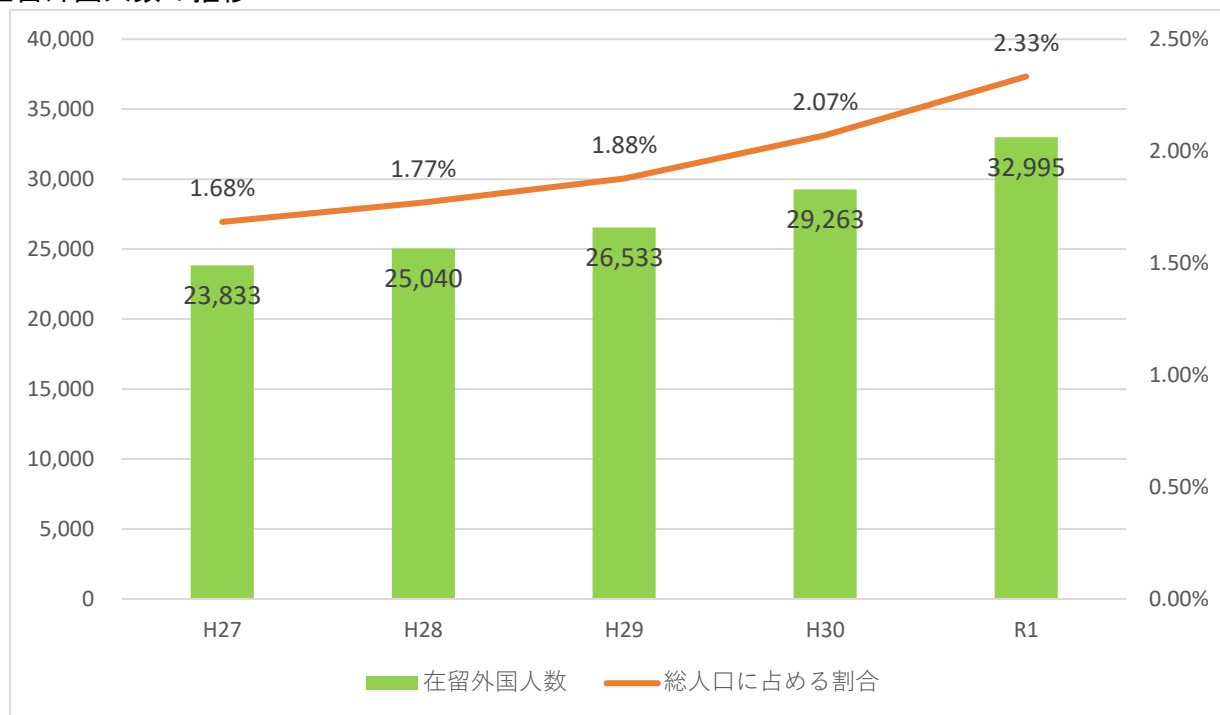
2 滋賀県の状況

令和元年(2019年)12月末時点の滋賀県の在留外国人数は32,995人で、平成27年(2015年)以降増加傾向が続いています。県全体の在留外国人数の割合は2.33%で、県民のおよそ43人に一人が外国人です。

在留外国人の国籍数は108か国1地域となり、多国籍化が進展しています。国籍別では、ブラジル、中国、ベトナムの3か国で県内の在留外国人の約60%を占めており、近年の傾向として、ベトナム国籍が平成27年(2015年)12月末で913人であったものが、令和元年(2019年)12月末には5,003人と最も増加しています。

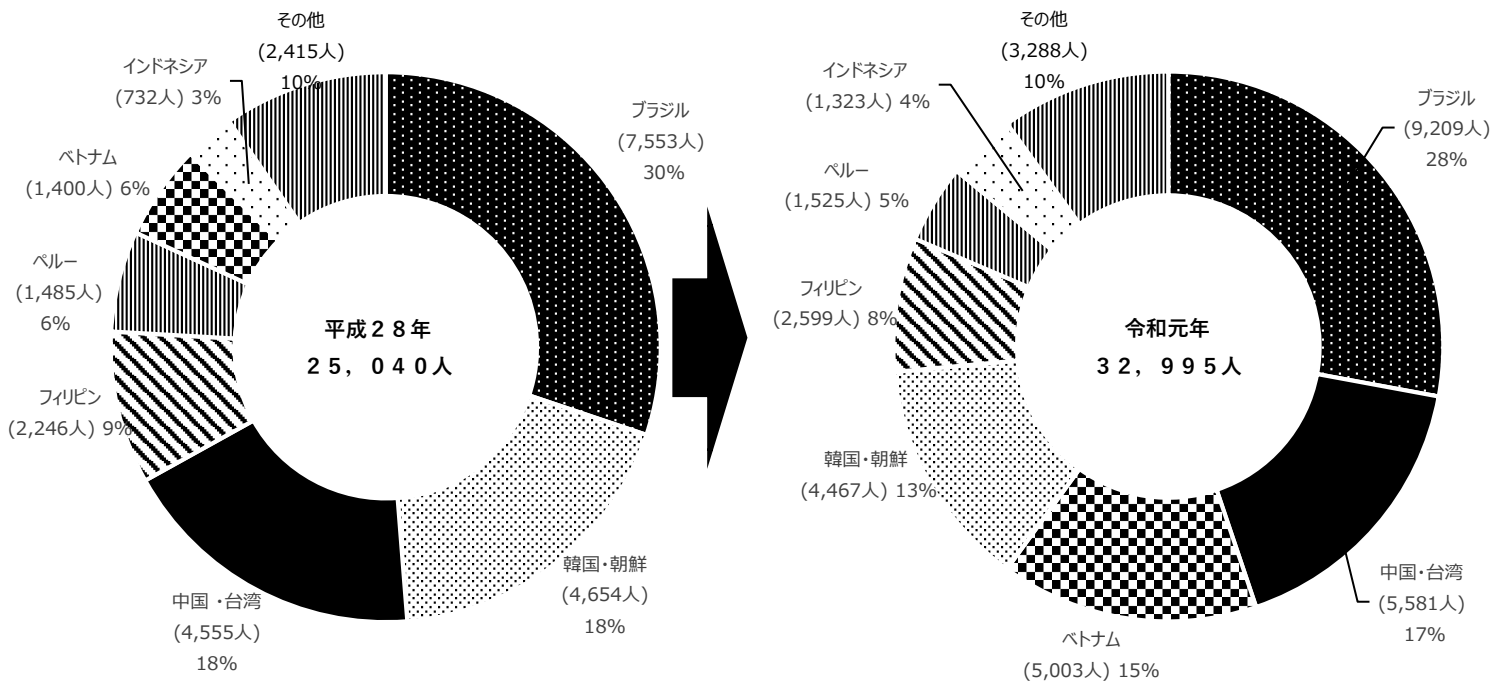
在留資格別にみると「永住者」の人数が最も多く、次いで「技能実習」、「定住者」と続いています。近年は「技能実習」の在留資格者の割合が最も増えています。

在留外国人数の推移



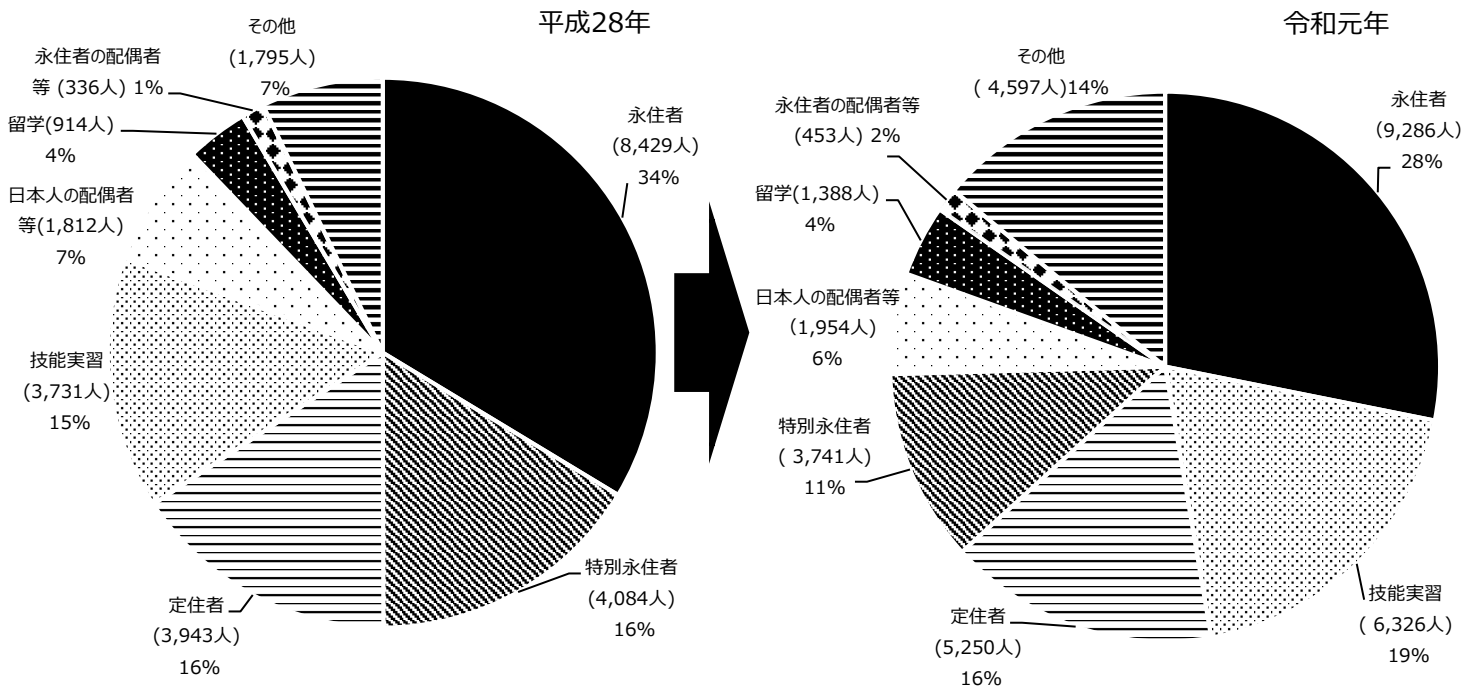
資料：滋賀県統計（各年12月末時点）

(国籍別推移)



資料：滋賀県統計（各年12月末時点）

(在留資格別推移)



資料：滋賀県統計（各年12月末時点）

(県内市町別在留外国人)

	ブラジル	中国・台湾	ベトナム	韓国・朝鮮	フィリピン	ペルー	インドネシア	その他	合計
合計	9,209	5,581	5,003	4,467	2,599	1,525	1,323	3,288	32,995
割合	27.9%	16.9%	15.2%	13.5%	7.9%	4.6%	4.0%	10.0%	100.0%
大津市	188	889	295	1,876	281	85	115	735	4,464
彦根市	528	628	638	214	438	40	18	345	2,849
長浜市	1,703	665	444	97	255	203	41	399	3,807
近江八幡市	411	205	255	181	130	24	85	228	1,519
草津市	170	991	467	505	194	48	118	457	2,950
守山市	62	357	143	208	80	51	95	100	1,096
栗東市	307	261	293	216	93	109	67	94	1,440
甲賀市	1,472	411	492	222	354	338	116	251	3,656
野洲市	30	158	121	113	48	11	261	97	839
湖南市	1,573	183	527	283	116	352	161	152	3,347
高島市	101	67	116	191	23	0	20	61	580
東近江市	1,535	403	699	236	353	168	195	222	3,811
米原市	166	170	144	33	25	0	5	32	579
日野町	277	44	176	37	48	27	7	56	672
竜王町	25	32	31	14	10	0	0	19	137
愛荘町	559	70	84	32	110	53	7	32	947
豊郷町	95	33	35	0	24	0	0	5	197
甲良町	0	11	29	6	10	0	6	0	68
多賀町	5	0	14	0	7	0	0	0	37

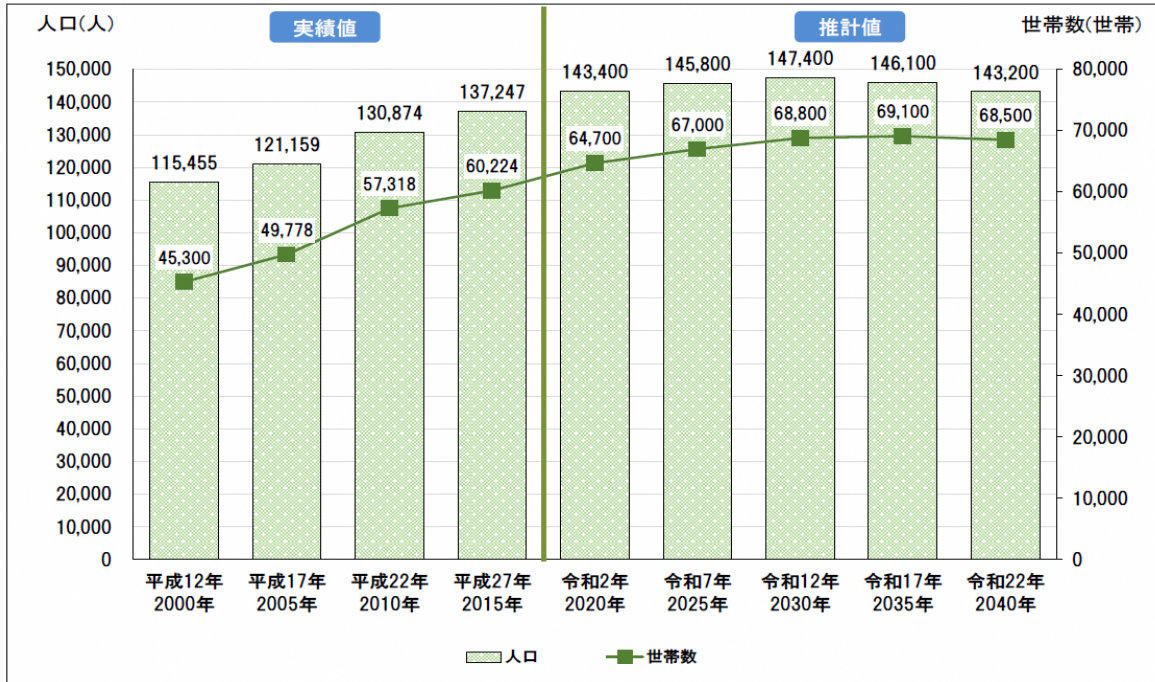
※ 0~4人の場合は「0」と表示しているため、各行、列を合計した値は必ずしも合計欄の数字と一致しませんのでご注意ください。

滋賀県統計（令和元年12月末時点）

3 草津市の状況

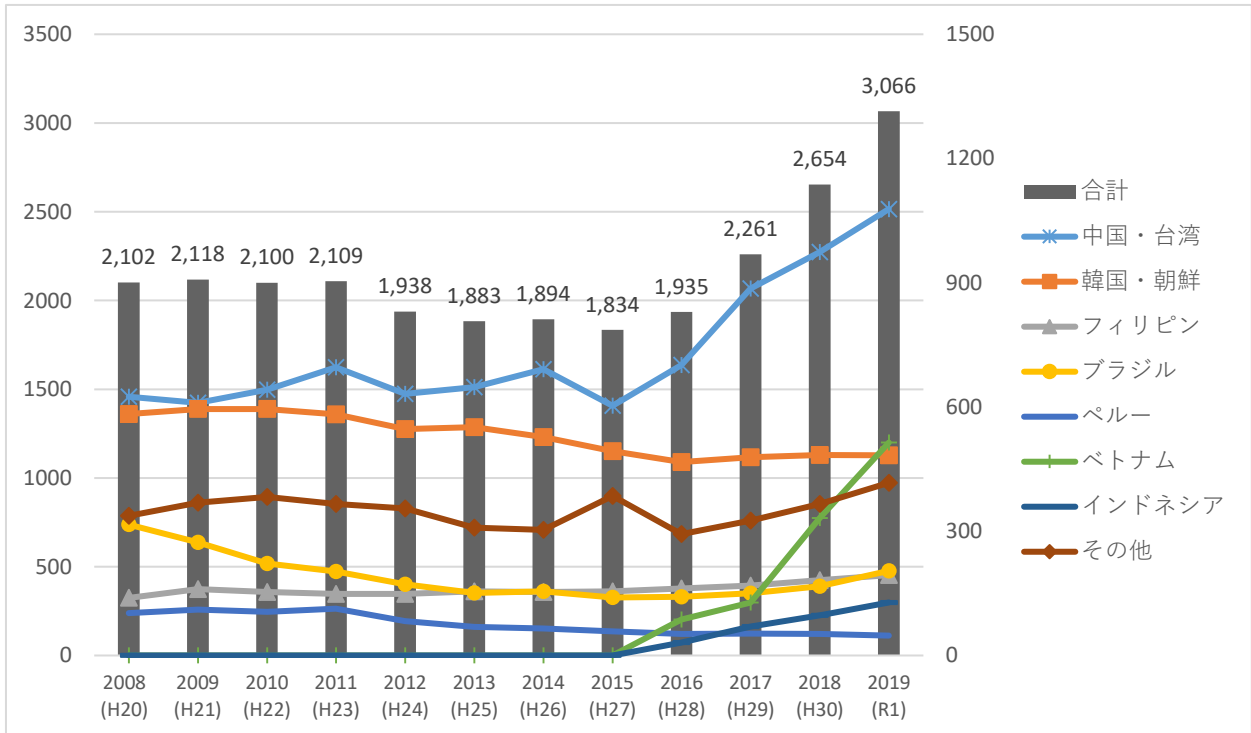
- 国全体では人口が減少局面に入っている中、本市の今後の推計では依然継続して人口は増加し、令和12年(2029年)には147,400人程度に達する見通しであり、その後は減少に転じ、令和22年(2040年)には143,200人程度になると見込まれます。また世帯数は、人口増加に伴って増加し、今後の推計では、人口のピークよりやや遅れて令和17年(2035年)がピークとなり、令和22年(2040年)には68,500世帯程度になる見込みとなっています。(図1)
- 令和2年(2020年)3月末時点、草津市の在留外国人の数は3,066人であり、平成28年(2016年)以降増加傾向が続いています。(図2)
- 市全体の在留外国人の割合は2.27%で、人口のおよそ44人に1人が在留外国人です。
- 在留外国人と日本人住民の年齢別人口を比べると、在留外国人は、「20-24歳」が最も多く、次いで「25-29歳」、「30-34歳」と続きます。20歳から49歳までが、全体の約76%を占めるのが特徴です。一方で、日本人住民は、「45-49歳」が最も多く、次いで「40-44歳」、「35-39歳」と続きます。また、65歳以上の人口比率を比べると、高齢化率は日本人住民の22.2%に対し、在留外国人は5.7%と低くなっています。(図3)
- 在留外国人の国籍数は64ヶ国1地域となり、多国籍化が進展しています。
- 国籍別では、中国・台湾、ベトナム、韓国・朝鮮で市内の在留外国人の約70%を占めています。近年の傾向として、東南アジア出身者が増え、特にベトナム国籍は平成28年(2016年)の87人から令和2年(2020年)には514人と最も増加しています。(図4)
- 在留資格別にみると、「留学」と「永住者」が多くなっており、特に「留学」の在留資格者は大幅に増えており、令和2年(2020年)では最も多くなっています。また平成28年(2016年)と令和2年(2020年)を比較すると、「技能実習」および「技術・人文知識・国際業務」といった在留資格者の割合が増えています。(図5)
- 日本語指導の必要な児童生徒数は平成21年(2009年)度児童19人、生徒2人でしたが、児童数は平成29年(2017年)度までは同程度で推移し、生徒数は平成27年(2015年)度から増加しました。日本語指導の必要な児童生徒数は、令和2年(2020年)度児童23人、生徒11人となっています。(図6)

(図1) 草津市の推計人口



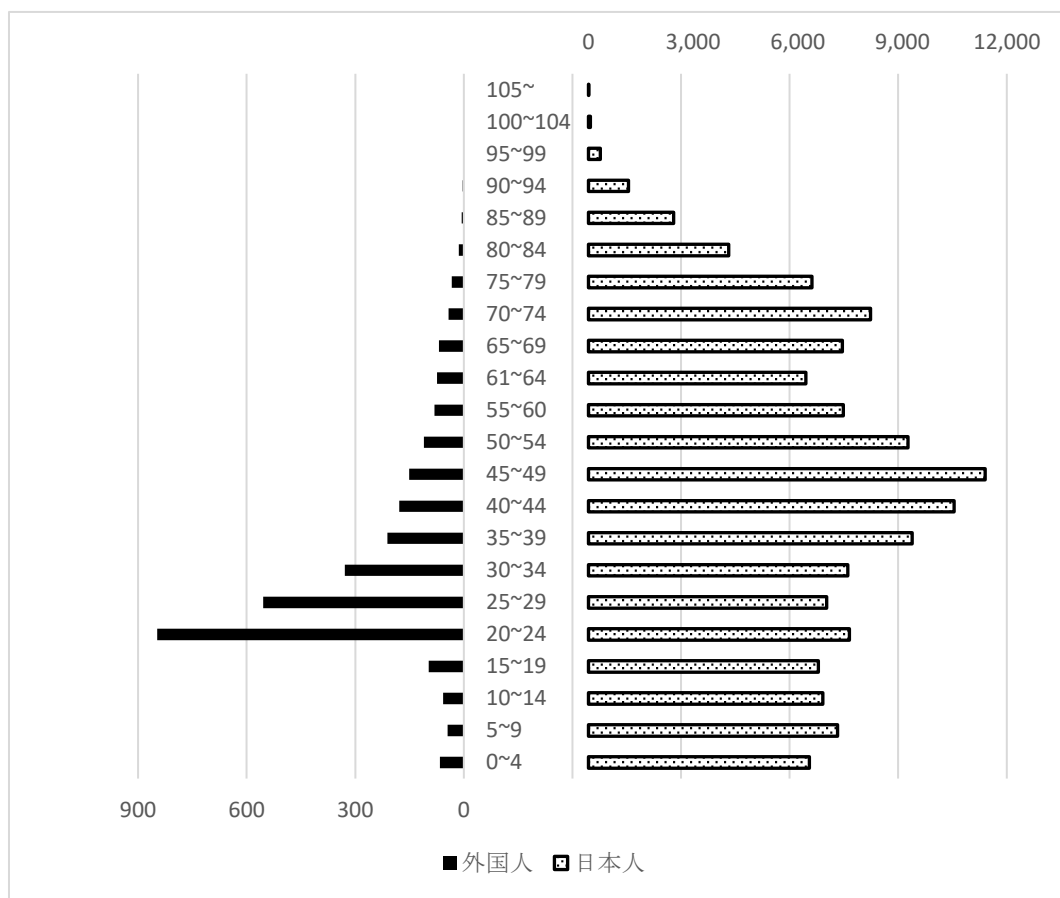
(草津市推計:実績値は各年国勢調査)

(図2) 在留外国人の推移



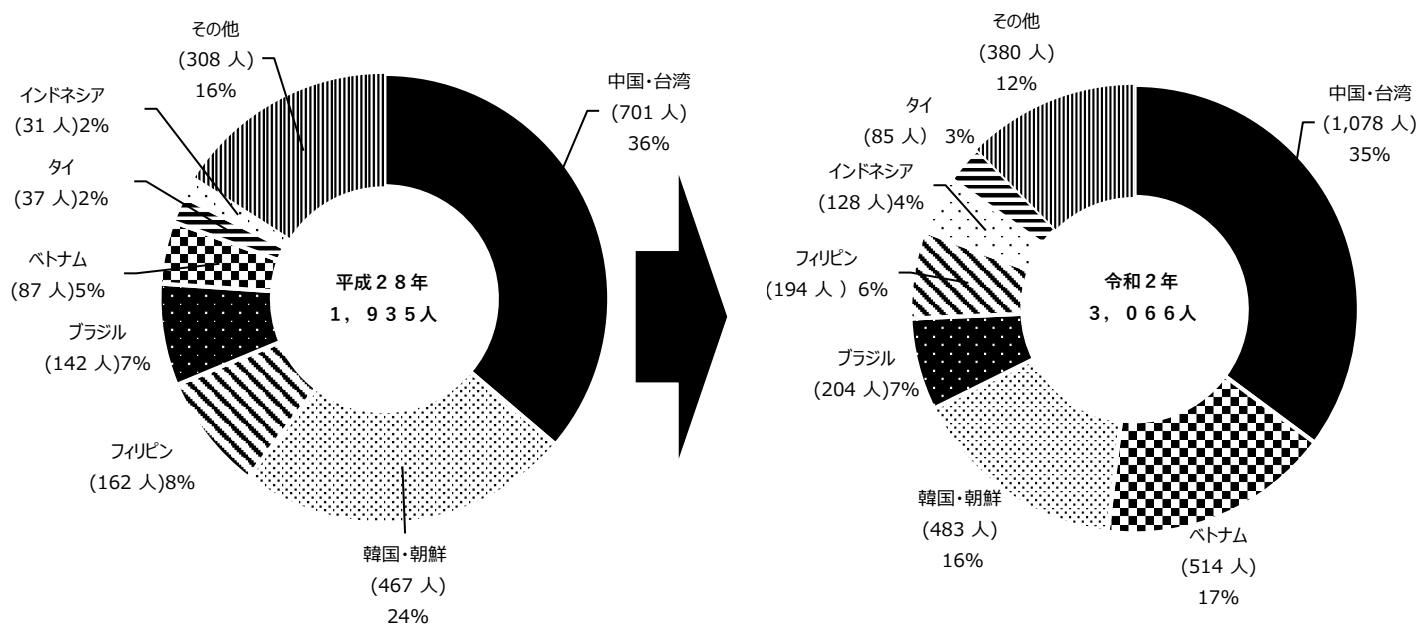
資料:住民基本台帳(各年3月末時点)

(図3) 日本人・在留外国人の年齢別状況 (令和2年3月末時点)



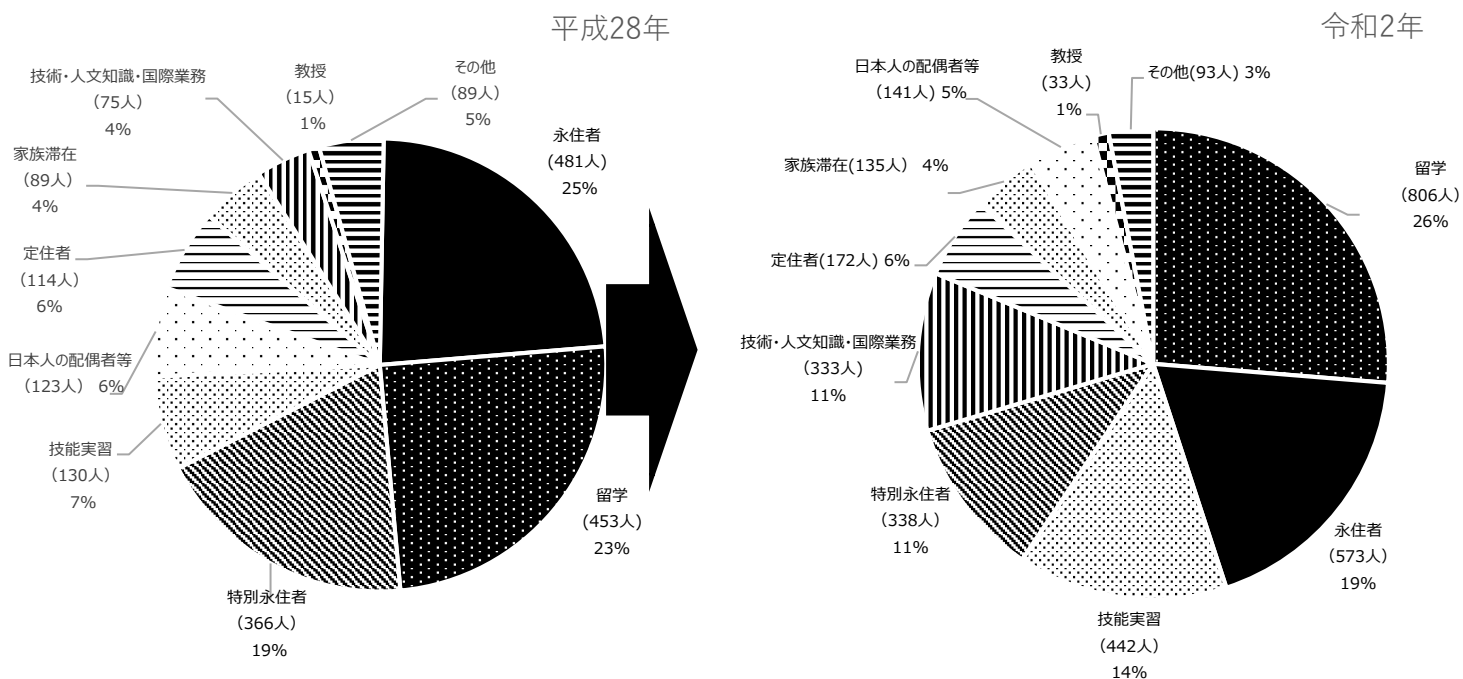
資料：住民基本台帳

(図4) 国籍別状況



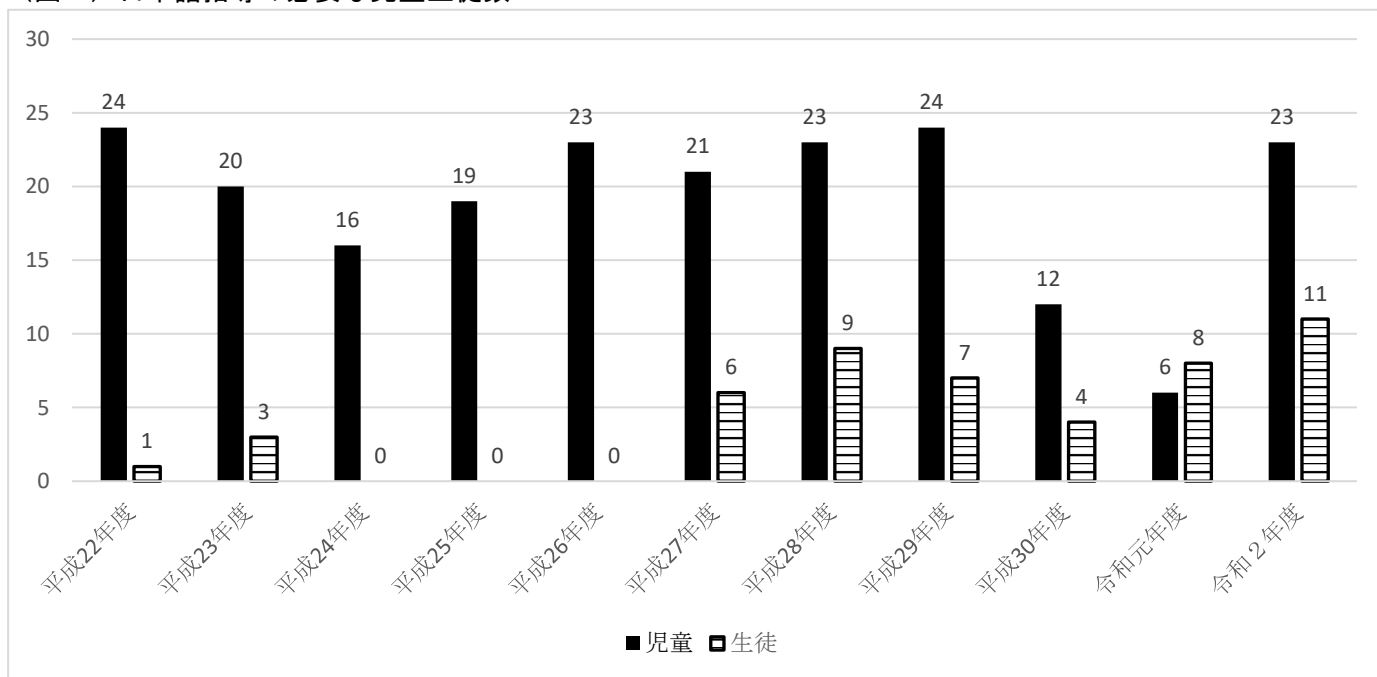
資料：住民基本台帳 (各年3月末時点)

(図5) 在留資格別状況



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

(図6) 日本語指導の必要な児童生徒数



資料：草津市教育委員会調べ

4 草津市の現状と課題

本市における、外国人住民を取り巻く現状と課題について、外国人住民との意見交換での御意見を参考に、【コミュニケーション】・【生活】・【教育】・【就労】・【地域】の5つの分野に整理をしました。

【コミュニケーション】

草津市で生活する外国人住民の多くは在留年数が短いため、言葉や文化の違いによる知識不足から生活に必要な情報や行政サービスが得られなかったり、生活ルールやマナーに関するトラブルや誤解が生じたりしています。

今後、外国人住民の増加や滞在期間の中長期化・定住化、多国籍化も進んでいくと考えられることから、多言語での情報提供に加え、「やさしい日本語」の活用の推進が必要です。また、現在ボランティアによる日本語教室が実施されていますが、受講者の増加やボランティアの不足が課題であり、日本語ボランティア指導者を育成・確保するとともに、外国人住民が日本語を学びやすい環境を整備する必要があります。

【生活】

外国人住民の多くは地域で受けることができる医療・福祉サービス、年金や健康保険等について、母国との制度の違いから十分に理解できないという課題があります。また、病状をうまく伝えられないため医療機関の受診をためらう外国人住民もいます。外国人住民が安心して医療等の生活全般に関するサービスを受けることができるような情報提供が必要です。

災害については、地震や台風等の自然災害の被災経験が少ない外国人住民は、災害そのものや防災に対する知識を持ち合わせておらず、防災訓練の参加や緊急時の備えが十分ではない人がいます。外国人住民を対象とした防災知識の普及・啓発等の防災対策が必要です。

外国人住民が、住居を確保することは重要なことですが、案内等の多言語化が進んでおらず、住宅を借りる時の流れが理解できなかったり、保証人が必要であったりと、円滑に入居先を見つけられない状況にあります。外国人住民が安心して住居を確保できるよう支援が必要です。

【教育】

国籍、民族はもとより、母語や文化、生活習慣等、言語的・文化的に多様な背景をもつ外国人児童生徒等は、日本語の能力の不足から、授業についていけず、学習意欲の低下や学校になじめないことから不登校につながることもあります。日本語教育が必要な児童生徒への学習支援や、未来を担う外国人児童生徒等の将来を見据えた進路について配慮が必要です。

【就労】

社会のグローバル化や在留資格の拡大から、日本で暮らし、日本で働き続けることを希望する外国人住民が今後増えていくと予想されますが、多言語での就労に関する情報の提供や外国人住民向けの就労支援は十分ではありません。また、不安定な労働条件や厳しい環境下で働いている外国人住民もいます。外国人住民に配慮した就労支援や企業の協力を得ながら働きやすい環境の整備を行う必要があります。

【地域】

言語や文化等の違いにより、コミュニケーション不足が生じ、トラブルが発生する例もあります。滞在期間の中長期化・定住化が進む中で、「外国人住民を地域社会の一員」として捉え、さまざまな母語、文化等をお互いが理解し、尊重し合うことが大切です。また、本市には留学生が多数在学していますが、留学生の持つ高度な知識や能力を地域づくりに十分に活かしていない現状にあります。多様な文化を持つ外国人住民の存在は、新たな文化を醸成し、創造する要素とも考えられ、様々な国や地域からの外国人住民が、地域社会で活躍できる仕組みづくりや、多文化共生の地域づくりを進める人材の発掘が必要です。

第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

1 多文化共生のまちづくりの意義

【地域の活性化】

地域の日本人住民と外国人住民が、異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、さまざまな活動に共に参加し、協力することにより、外国人住民の積極的な参画が増え、地域の新たな担い手の増加につながります。また、本市には多くの留学生が暮らしており、留学生の持つ知識や感性は新たな地域文化を創造するきっかけとなり、地域の一層の活性化や発展が可能となります。

【住民の異文化理解力の向上】

文化的背景の異なる市民同士が交流し、お互いの文化に触れる機会が増えることで、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーションに秀でた人材の育成を図ることが可能となります。

【人権意識の向上】

多文化共生を推進することは、お互いの違いを認め合い、対等な関係を築くことであり、「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」、「草津市人権擁護に関する条例」等に規定された外国人住民を含めたすべての市民の人権尊重、人権意識の向上につながるものです。

【ユニバーサルデザインのまちづくり】

国籍、年齢、性別、文化、言語や能力の違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいよう、サービスを提供するというユニバーサルデザインの考え方に基づいて、やさしい日本語表記や多言語表記等、誰にとっても分かりやすい情報提供を進めることは、多様性が受け入れられるまちづくりの推進にもつながります。

2 基本理念と体系

(1) 基本理念

外国人住民が増加傾向にあることから、ともに地域で暮らす草津市民が相互理解と多様性を活かし協働することで、これからの多文化共生社会の実現を目指します。

お互いの違いを認め合い 共に支え合う

誰もが幸せを感じる多文化共生のまち 草津

(2) 基本方針

①コミュニケーション支援の充実

【やさしい日本語での対応】

言葉の壁がなくスムーズにコミュニケーションが取れるように、日本人住民はやさしい日本語での対話を基本とし、必要に応じて多言語対応を行います。また外国人住民が日本語を学べる環境を充実させます。

②安全で安心して暮らせる生活支援の充実

【日常生活における支援の充実】

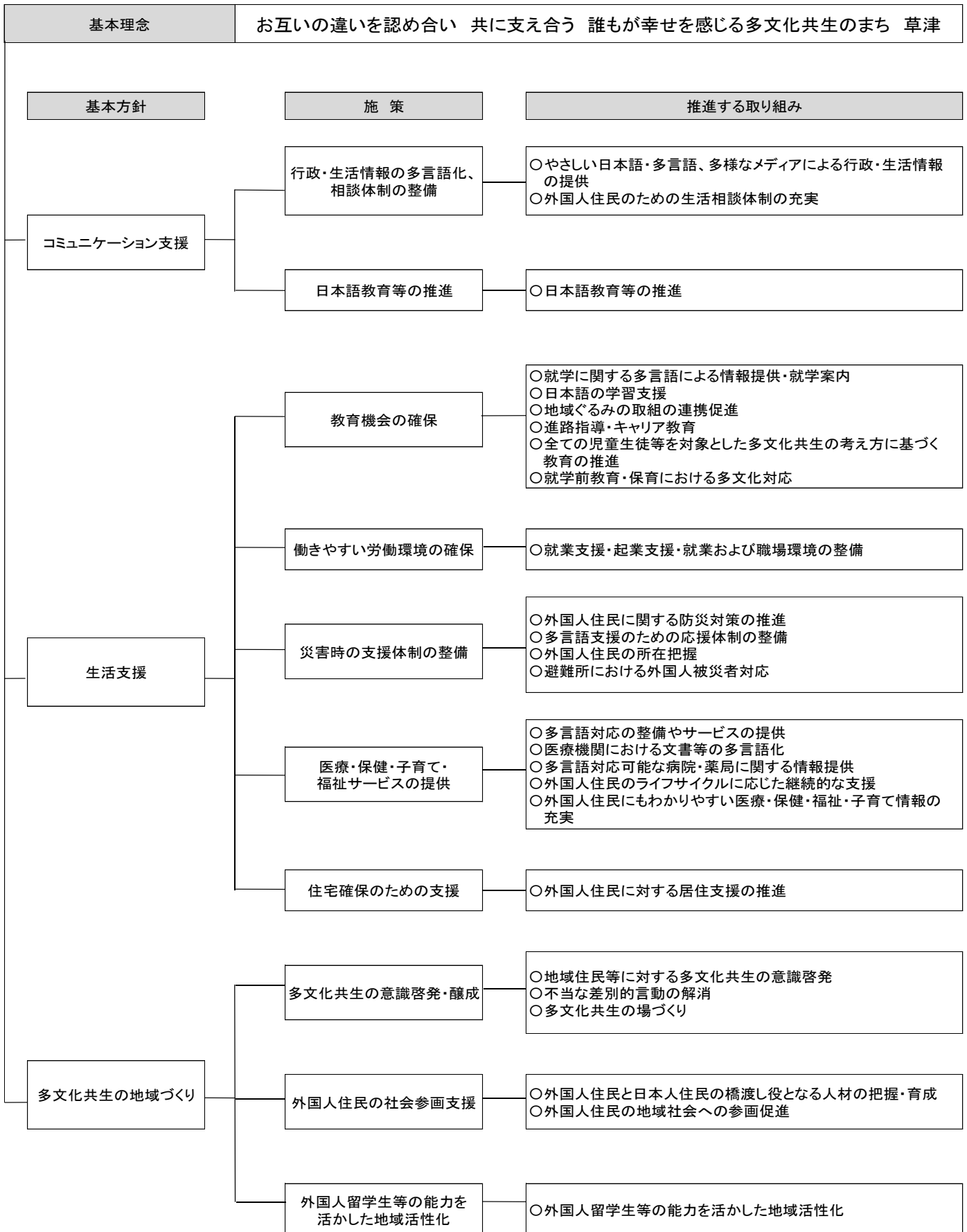
居住、就労、教育、医療・福祉・子育て、防災に関する情報を分かりやすい形で提供します。防災については、外国人住民の自助力を高めるための意識啓発を行います。また、すべての子どもが、等しく義務教育を受けられるよう支援体制を整えます。

③多文化共生の地域づくりの推進

【多文化共生を推進する地域・人づくり】

外国人住民を、共に地域を創っていく新たな担い手として捉え、外国人住民が社会参画しやすいように、国籍の異なる人を受け入れ、互いの文化を尊重する地域づくりを行います。また、多文化共生の取組の担い手となる人材発掘とネットワークの形成を進めます。

(3) プランの体系



(4) 基本目標および重点的な取組

このプランでは基本理念の実現に向けて、基本目標を掲げ、目標達成のための重点的な取組を以下の通り設定します。

1 基本目標

指標	基準値 (R2)	目標値 (R7)
「やさしい日本語」に関する研修の受講者数	—	500人
通訳・翻訳ボランティア登録者数	— (*約20人)	30人
多文化共生に関する研修、交流会等の参加者数	1,400人	1,700人

*草津市国際交流協会 (KIFA) 内に交流イベント等の特定事業の際の、通訳ボランティアとして、約20名登録している

2 重点的な取組

・やさしい日本語・多言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

⇒やさしい日本語の活用・促進

・多言語対応の整備やサービスの提供

⇒外国人住民を支援できるボランティア登録制度 (人材バンク) の研究

・外国人留学生等の能力を活かした地域活性化

⇒語学力や国際感覚を活かした様々な活動への参画

第4章 多文化共生施策の展開

1 コミュニケーション支援

現在本市の外国人住民の国籍は60か国以上であり、すべての母語に対応することは難しい状況にあります。市政情報などの多言語対応に加えて、「やさしい日本語」の普及と活用を推進するなど、効果的な情報発信に努めます。

また、外国人住民の増加により高まる日本語学習のニーズに対応できるよう日本語を学べる環境整備に努めます。

【施策】

(1) 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

やさしい日本語・多言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供	
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">○外国人の転入・転出に関する書類をはじめ、各種制度・サービス等の手続きに関する説明書・申請書・納付書等の内容について、やさしい日本語での表現や多言語対応に努めます。○ユニバーサルデザインを考慮した施設案内等誰にとっても分かりやすい表示を行います。○外国人住民に対して、多様なメディア媒体を活用し、市民生活に必要な情報を分かりやすく提供します。○各担当窓口で各種制度・サービス等の内容や手続きに関して外国人住民に分かりやすく説明が行えるよう、やさしい日本語での案内や必要に応じてマニュアルや用語集の作成を進めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■行政情報の多言語化（例：母子健康手帳・転入出届・ホームページ等）■施設利用案内のやさしい日本語および多言語での表示■やさしい日本語ガイドラインの策定■各担当窓口での外国人対応に関するマニュアル等の整備
関係課	各課

外国人住民のための生活相談体制の充実	
取組の方向性	<p>○行政、生活全般に関わる相談を対面で受け付け、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への案内を音声翻訳機や多言語映像通訳サービスを通して対応する、外国人住民向けの一元的相談窓口を設置し、相談体制の維持・向上に努めます。</p> <p>○通訳職員配置・ICTを活用した通訳サービス等窓口でのやさしい日本語や多言語での対応を推進します。</p>
取組内容	<p>■通訳職員配置</p> <p>■タブレット端末による多言語通訳サービス</p> <p>■AI通訳機による多言語通訳サービス</p> <p>■外国人住民向けの総合相談窓口の設置の検討</p>
関係課	まちづくり協働課・総務課・職員課・経営戦略課

(2) 日本語教育等の推進

日本語教育等の推進	
取組の方向性	<p>○日本語教室が継続して運営できるよう草津市国際交流協会や市民公益活動団体のニーズに合わせた支援を行います。</p> <p>○より多くの学習機会を提供できるよう、日本語ボランティア指導者の育成・確保に努めます。</p> <p>○日本語教育を希望する外国人住民に対し、学習機会を最大限確保できるよう、関係機関と連携し、体制の整備に努めます。</p> <p>○外国人住民が継続的に日本語やお互いの文化を学べる交流の場の確保に努めます。</p> <p>○地域生活開始後に実施する生活オリエンテーションについて検討します。</p>
取組内容	<p>■日本語教室のニーズに合わせた支援の継続および拡大の検討</p> <p>■日本語ボランティア指導者の育成・確保のための関係機関との連携体制の構築</p> <p>■日本語教室や日本語ボランティア指導者に関する情報の発信</p> <p>■日本語教育の体制整備のために必要な団体の把握と支援</p> <p>■やさしい日本語サロンや多文化共生に関するイベントでの日本文化の紹介</p> <p>■生活オリエンテーションの検討</p>
関係課	まちづくり協働課・ <u>草津未来研究所</u>
関係団体	草津市国際交流協会、市民公益活動団体

2 生活支援

外国人住民の増加や定住化が進む中、外国人住民も地域で安心して生活できるよう、教育、就労、防災、医療・子育て・福祉、住居など生活に関する支援等の更なる充実を図ります。

(1) 教育機会の確保

就学に関する多言語による情報提供・就学案内	
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○学齢簿に準ずるものを作成するにあたり、就学状況の管理・把握に努めます。 ○外国籍の子どもが就学の機会を逸しないように就学に向けた取組を推進します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■新小学一年生入学前の調査表のやさしい日本語化および翻訳言語の追加 ■不就学児童生徒の実態把握のための定期的な調査の実施 ■転入の手続きの時に、必ず学校教育課を訪問するよう誘導 ■外国人児童生徒等への教育を支援する情報検索サイト「かすたねっと」の活用 ■日本語能力等に応じて下学年への編入学を認めることを検討
関係課	学校教育課・児童生徒支援課

日本語の学習支援	
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人児童生徒等の学習支援を進めるために、既存の事業や国・県の補助事業を活用し学びを充実させます。 ○文部科学省が策定した、「外国人児童生徒受入れの手引き改訂版」等を参考に支援を検討します。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■外国人児童生徒等教育相談設置事業の周知および利用の拡大 ■国、県の補助や制度を活用し、外国人児童生徒等の学習支援体制の充実化
関係課	児童生徒支援課

地域ぐるみの取組の連携促進	
取組の方向性	○親子間や保護者と学校とのコミュニケーションギャップ等の課題への対応について、学校だけでなく地域も含めた取組を検討します。
取組内容	■通訳・翻訳ボランティア制度の研究
関係課	まちづくり協働課
関係団体	草津市国際交流協会

進路指導・キャリア教育	
取組の方向性	○外国人児童生徒等の高校等への進路指導や就職支援を行います。
取組内容	■外国人児童生徒等教育相談設置事業の推進
関係課	児童生徒支援課・学校政策推進課

全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進	
取組の方向性	○多文化共生に対応する国際理解教育を推進します。
取組内容	■全ての児童生徒に豊かな国際感覚を養い、多文化共生の意識を育むよう、各教育機関において国際理解教育プログラムの実施、推進
関係課	学校教育課
関係団体	草津市国際交流協会

就学前教育・保育における多文化対応	
取組の方向性	○外国人住民にもわかりやすい情報提供の充実に努めます。
取組内容	■子育てガイドブックの翻訳 ■多言語の歌や遊び等を通した多文化共生につながる保育の実施
関係課	子育て相談センター・幼児課

(2) 働きやすい労働環境の確保

就業支援・起業支援・就業および職場環境の整備	
取組の方向性	<p>○外国人住民の就業機会を確保するため関係機関との連携に努めます。</p> <p>○市内事業所に向けて、外国人住民の人権や多文化共生への理解促進に努めます。</p> <p>○起業意欲のある外国人住民の地域での起業支援に努めます。</p>
取組内容	<p>■事業所訪問による外国人住民の人権を含む人権啓発</p> <p>■創業コーディネーター派遣事業</p> <p>■関係団体との連携による起業支援</p> <p>■就労支援相談員設置事業の充実（やさしい日本語や多言語での対応）</p>
関係課	商工観光労政課
関係団体	企業・大学

(3) 災害時の支援体制の整備

外国人住民に関する防災対策の推進	
取組の方向性	<p>○外国人住民の防災意識の向上のため、機能別消防団員を中心に啓発活動等を推進します。</p> <p>○外国人住民が災害時に適切に避難行動が取れるよう災害時の情報のやさしい日本語化や多言語化に努めます。</p> <p>○「地域防災計画」の位置づけを検討します。</p>
取組内容	<p>■外国人住民を対象とした防災講座等への機能別消防団員の参加</p> <p>■防災ハンドブック、ハザードマップの多言語化</p> <p>■国際交流・多文化共生イベントでの防災をテーマとしたブースの出店</p> <p>■「災害時外国人支援ガイドライン」の策定の検討</p> <p>■やさしい日本語や多言語による災害情報の発信と情報伝達手段の充実</p> <p>■避難所での表示の多言語化</p> <p>■地域防災計画内の位置づけの検討</p>
関係課	危機管理課・広報課・まちづくり協働課・河川課
関係団体	草津市国際交流協会

多言語支援のための応援体制の整備	
取組の方向性	○災害時に外国人住民に正確な情報を提供し、意思疎通が円滑にできるよう多言語でのコミュニケーションの橋渡しをする機能別消防団員やボランティアの育成・支援を図ります。
取組内容	■機能別消防団員の充実 ■関係機関との連携強化によるボランティアの育成・確保
関係課	危機管理課、各課
関係団体	草津市国際交流協会

外国人住民の所在把握	
取組の方向性	○草津市災害時要援護者登録制度を活用して外国人住民の所在の把握に努めます。
取組内容	■草津市災害時要援護者登録制度の推進
関係課	危機管理課

避難所における外国人被災者対応	
取組の方向性	○関係機関と連携し外国人住民が安心して避難できる環境整備に努めます。
取組内容	■避難所運営マニュアルに則った外国人住民への対応に必要な知識の啓発
関係課	まちづくり協働課・危機管理課

(4) 医療・保健・子育て・福祉サービスの提供

多言語対応の整備やサービスの提供	
取組の方向性	○医療通訳に係る人的資源を発掘し、医療通訳体制の確保に取組めます。
取組内容	■通訳・翻訳ボランティア制度の研究
関係課	健康増進課・まちづくり協働課

医療機関における文書等の多言語化	
取組の方向性	○外国人住民が安心して医療機関を受診できる環境整備を検討します。
取組内容	■医師会と連携し、けん診問診票（多言語版）の作成について検討
関係課	健康増進課
関係団体	医療関係機関

多言語対応可能な病院・薬局に関する情報提供	
取組の方向性	○関係機関と連携して多言語対応が可能な医療機関についての情報提供を推進します。
取組内容	■「医療ネットしが」の利用啓発
関係課	健康増進課

外国人住民のライフサイクルに応じた継続的な支援	
取組の方向性	○外国人住民のライフサイクル毎に生じる様々な問題について対応できるよう、各分野での相談体制の充実等や総合相談窓口の設置を進めます。
取組内容	■各分野での相談体制の充実と連携の強化 ■外国人住民向けの総合相談窓口の設置の検討（再掲）
関係課	人とくらしのサポートセンター・男女共同参画課・子育て相談センター まちづくり協働課

外国人住民にもわかりやすい医療・保健・福祉・子育て情報の充実	
取組の方向性	○外国人住民にもわかりやすい情報提供の充実を図ります。
取組内容	■子育てに関する事業における通訳の派遣 ■子育てガイドブックの翻訳（再掲） ■就学前教育・保育施設等の利用に関する翻訳情報の充実 ■福祉医療制度に関する情報の充実
関係課	子育て相談センター・幼児課・保険年金課

(5) 住宅確保のための支援

外国人住民に対する居住支援の推進	
取組の方向性	<p>○市営住宅の制度案内について、やさしい日本語や多言語での対応に努めます。</p> <p>○外国人住民の賃貸住宅等への入居の円滑化を推進するため、情報提供や啓発に努めます。</p>
取組内容	<p>■やさしい日本語および多言語での窓口対応</p> <p>■市営住宅入居のしおりのやさしい日本語版、多言語版の作成</p> <p>■県が実施する「あんしん賃貸支援事業」や外国人を対象にした「居住支援法人」等の情報提供の実施</p> <p>■国土交通省作成「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」や「各国語契約見本」等の情報提供の実施</p>
関係課	住宅課・まちづくり協働課
関係団体	草津市国際交流協会

3 多文化共生の地域づくり

市民の多文化共生意識と国際感覚を醸成し、国際理解を深めるために、日本人住民と外国人住民が交流する研修やイベント等を通じて、お互いの文化や習慣などを理解し、尊重し合える機会づくりに努めます。

地域社会の一員でもある外国人住民もまちづくりの担い手として、多様な場面で社会参画が果たせるよう仕組み作りを進めます。

また、本市に多数在留する留学生をはじめ、外国人住民ならではの視点や能力を活かし、多様性をまちの力に変えていけるような取組を進めます。

(1) 多文化共生の意識啓発・醸成

地域住民等に対する多文化共生の意識啓発	
取組の方向性	○日本人住民と外国人住民がお互いの違いを認め合い、ともに理解し、尊重し合う気持ちが持てるよう多文化共生意識の高揚を図ります。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■図書館での多文化共生に関する書籍・資料の展示 ■人権・同和問題職員研修の実施 ■町内学習懇談会での啓発教材への組み入れ ■多文化共生に関する研修の実施やイベント等への参加の促進 ■日本人住民と外国人住民が気軽に集える交流機会の提供 ■やさしい日本語に関する研修の実施
関係課	図書館・まちづくり協働課・人権センター・職員課

不当な差別的言動の解消	
取組の方向性	○外国人住民に対する偏見や差別的言動の解消のため、教育や啓発に努めます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■町内学習懇談会での啓発教材への組み入れ（再掲） ■人権・同和問題職員研修、ヘイトスピーチ解消法に基づいた啓発 ■多文化共生のテーマにした職員研修の実施
関係課	人権センター・職員課
関係団体	まちづくり協議会・町内会

多文化共生の場づくり	
取組の方向性	<p>○日本人住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりに努めます。</p> <p>○外国人住民の母国の文化や日本の文化等を紹介し合える交流イベントを通じて、互いの文化に触れる機会を増やし、市民の異文化理解や国際感覚の育成を図るとともに、外国人住民の社会参画を促進します。</p>
取組内容	<p>■図書館での多文化共生に関する書籍・資料の展示（再掲）</p> <p>■やさしい日本語サロンの開催</p> <p>■日本人住民と外国人住民が気軽に集える交流機会の提供</p> <p>■国際交流イベントへの周知・出展等の実施</p>
関係課	図書館・草津未来研究所・まちづくり協働課
関係団体	草津市国際交流協会

（２）外国人住民の社会参画支援

外国人住民と日本人住民の橋渡し役となる人材の把握・育成	
取組の方向性	<p>○多文化共生という観点で、行政、市民公益活動団体、企業等のつなぎ役になれる人材を把握・育成します。</p> <p>○母語と日本語を十分に話すことができる外国人住民が、外国語ボランティアや外国人住民を支援する人材として活躍できるよう制度を検討します。</p>
取組内容	<p>■機能別消防団員の育成・支援</p> <p>■多文化共生に取り組む人材や、各種団体、企業等で活動するコーディネーターの発掘・育成</p> <p>■外国人住民を支援できるボランティア登録制度（人材バンク）の研究</p>
関係課	危機管理課・まちづくり協働課

外国人住民の地域社会への参画促進	
取組の方向性	<p>○外国人住民が持つ語学力や知識、国際感覚等を活かして、意見を施策に反映できる環境を整えます。</p> <p>○外国人住民の地域社会への参画促進に努めます。</p>
取組内容	<p>■外国人住民の審議会や委員会への参加の促進</p> <p>■町内会やまちづくり協議会の役割や意義の周知</p>
関係課	まちづくり協働課
関係団体	まちづくり協議会・町内会

(3) 外国人留学生等の能力を活かした地域活性化

外国人留学生等の能力を活かした地域活性化	
取組の方向性	○地域での起業支援に努めます。 ○外国人留学生等が持つ語学力や知識、国際感覚等を活かして、地域の活性化やグローバル化等に貢献できる環境を整えます。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■外国人住民を対象とした防災講座等への機能別消防団員の参加 ■外国人住民の審議会や委員会への参加の促進（再掲） ■関係団体との連携による起業支援 ■外国人留学生等の地域でのイベントへの参加の拡大 ■語学力や国際感覚等を活かした様々な活動への参画
関係課	商工観光労政課・まちづくり協働課・危機管理課
関係団体	<u>企業</u> 、大学、草津市国際交流協会、まちづくり協議会・町内会

第5章 多文化共生施策の推進

1 それぞれの役割

多文化共生施策は生活全般におよぶ幅広い分野にわたるため、多文化共生を着実に推進していくためには、様々な担い手が、それぞれの役割を果たしつつ、かつ、連携・協働を積極的に図りながら取り組んでいく必要があります。

(1) 市民

国籍にかかわらず、共に地域で暮らす市民として、お互いの違いを理解、尊重するとともに、交流を深め、多文化共生の地域づくりを推進することが求められています。

日本人住民は、外国の文化や生活習慣等の理解に努め、外国人住民が地域社会の担い手として対等な仲間・パートナーとして受け入れるとともに、交流を深めることが求められます。

外国人住民は、地域社会で自立して円滑に生活していくために、必要な日本語の習得と、日本の文化、生活習慣や地域社会のルールについて学習することに努め、地域住民の一員として活躍することが期待されます。

(2) まちづくり協議会・町内会

市では、現在14学区のまちづくり協議会を認定しています。まちづくり協議会は地域まちづくりセンターを拠点に、地域の特性を活かした地域主体のまちづくりを展開しています。町内会等は、市民にとって最も身近な地縁組織で、地域づくりにおける基礎的なコミュニティです。

外国には学区や町内会といった地域コミュニティがない国もあることから、外国人住民に対し、まずは、まちづくり協議会や町内会の役割について理解を得るとともに、町内会等への加入を促進する取組が求められます。また日本人住民と外国人住民の相互理解が図れるよう交流の場を設け、共に地域づくりのパートナーとして、積極的に交流することが求められます。

(3) 市民公益活動団体

多文化共生の取組は、NPO、ボランティア団体、任意団体等の市民公益活動団体の活発な活動に支えられています。各団体が持つノウハウや情報、ネットワーク等、各団体の特色を活かし、地域のニーズを的確に把握しながら活動していくことが求められます。また外国人住民が、日本人住民とともに市民活動の中心となったり、外国人住民同士のネットワークを広げたりすることも期待されます。

(4) 草津市国際交流協会

草津市国際交流協会は、日本語教室等の外国人住民の支援のための活動を通じて、市と市民やまちづくり協議会、各種団体とをつなぐ中間組織としての役割を担っています。

今後も、多言語情報の収集・提供、外国人住民等に対する相談事業、市民公益活動団体の活動支援、多文化共生に関する啓発活動・交流事業やボランティアの育成等幅広い分野での取組の推進を図り、多文化共生の地域づくりの実行しやすい環境づくりに努めることが期待されます。

(5) 教育機関（保育所、幼稚園、こども園、小中学校、高等学校）

教育機関には、子どもの多様な文化への興味や理解を育む機会を増やすことが求められます。令和元年6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、小中学校等においては、外国人児童生徒に対して学びやすい教育環境づくりを進め、その状況に応じた日本語指導や学習支援等を行うことが期待されます。また、外国人住民の子供たちも地域の活性化の担い手となってくれる将来像をイメージして地域と連携していくことも期待されます。市内の高等学校との連携も含め、教育環境の整備、進学、就職に関する支援体制の整備が求められます。

(6) 医療・保健・福祉関係機関

医療機関等の福祉サービスの提供を行っている機関は、外国人住民が安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備が欠かせません。そのために、言語や文化・福祉サービスの違いに配慮を行い、情報提供に努めていくことが期待されます。

(7) 企業

外国人住民を雇用している企業は、労働基準法、労働契約法、最低賃金法、労働安全法、衛生法等労働関係法令の遵守はもとより、雇用された外国人住民とその家族が安心して暮らせるよう、生活に関するルール等の周知や生活に必要な日本語習得の支援等が求められます。さらに、外国人住民を利用者と捉え、提供するサービスにおける情報のやさしい日本語の使用や、多言語化の推進についての配慮が期待されます。

また、起業意欲のある外国人住民が起業家として活躍できるように、商工会議所等と連携し支援することが期待されます。

(8) 大学

本市に立地する立命館大学等の高等教育機関は、グローバル化を推進し、教育・研究の高度化を図り、魅力ある大学づくりを進めることで、外国人留学生の受入れを促進するとともに、留学生に対し教育研究や生活に対する適切なサポートを充実させていくことが求められます。

また、地域や国際交流協会等と連携し、市民への多文化共生や国際理解教育の推進・啓発、留学生等によるボランティア活動等、地域の多文化共生推進の取組への参画が期待されています。

さらに、留学生等のグローバル人材の就職支援等の地域定着について、関係団体と連携した積極的な取組が望まれます。

(9) 市

市は、市民サービスを提供する基礎自治体として、外国人住民が日本人住民と同様に行政サービスを楽しむように努め、全ての市民に対して国際理解や多文化共生に関する啓発を図ります。また、多文化共生に取り組む各主体との連携を強化しながら、広域的な課題については、国・県とも連携を図り、一層効果的な多文化共生施策を行う役割を担うとともに、誰もが生きがいを持ち、健やかで幸せに暮らし続けられる健幸都市づくりを推し進めます。

2 推進に向けて

多文化共生社会の実現には、各主体がそれぞれの立場で活動していくと同時に、推進主体同士の連携、協働による活動の促進が必要であり、「多文化共生推進プラン」に基づく取組は、施策を計画的かつ総合的に推進するため、多文化共生の担当部局が中心となって、関係部局や関係団体と横断的な連携を行いながら、施策を推進します。

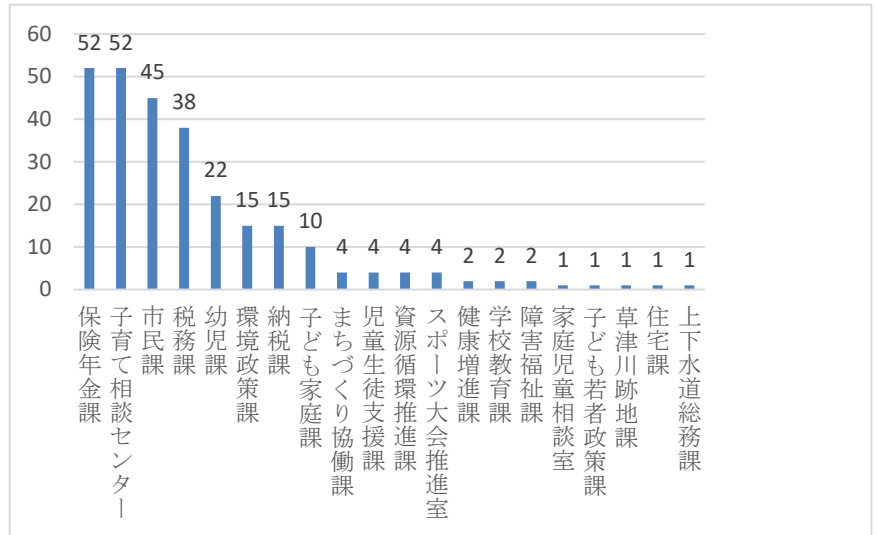
プランの進捗管理については、草津市における多文化共生の推進として、国や滋賀県の多文化共生推進プランさらには草津市の地域特性を踏まえ、各種取組及び目標値を設定したところであり、これらの取組を推進するため、関係各課と引き続き課題等を共有し、必要に応じて、各種取組状況の把握・点検を行います。

資料編

<通訳実績>

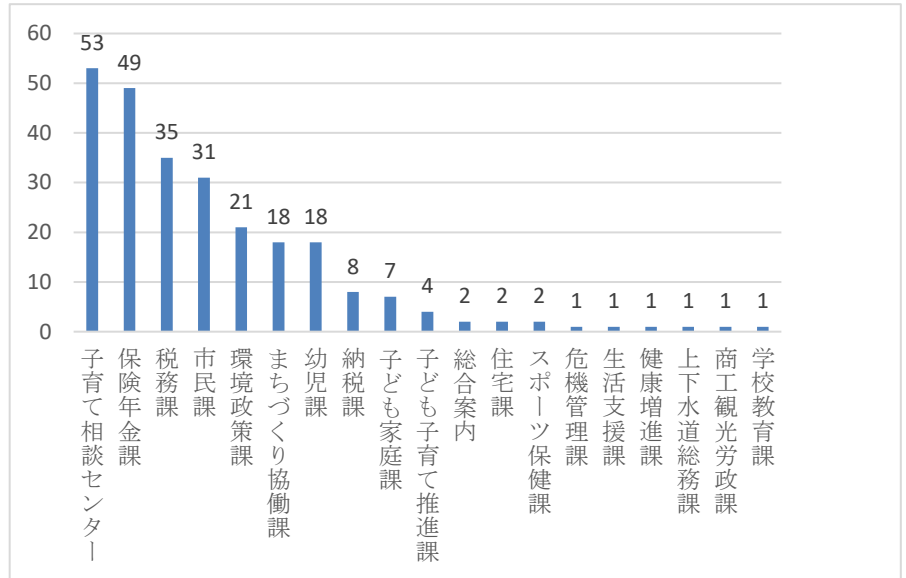
令和元年(2019年)度

	件数	人数	時間(分)
4月	21	15	420
5月	14	8	265
6月	44	43	370
7月	42	33	540
8月	26	23	430
9月	23	22	415
10月	22	14	265
11月	20	18	320
12月	19	13	690
1月	16	13	160
2月	12	13	220
3月	17	15	375
計	276	230	4470



平成30年(2018年)度

	件数	人数	時間(分)
4月	18	22	420
5月	17	10	560
6月	20	12	860
7月	11	15	525
8月	20	17	550
9月	41	25	550
10月	23	16	405
11月	9	9	325
12月	10	11	275
1月	38	21	865
2月	27	20	450
3月	22	9	525
TOTAL	256	187	6310



主な来庁目的	担当課
妊娠・出産に関する手続きや相談業務。乳幼児健診等の各種健診の案内。 予防接種の案内（ワクチンの成分に豚が含まれているため受けられない等相談）	子育て相談センター
本市への転入手続き（転入届提出・保険年金等加入手続き） 国外への転出手続き（転出届提出・保険年金等退会手続き・保険税再計算） 国内への転出手続き（転出届提出・保険年金等住所変更・保険税再計算）	市民課 保険年金課
税金に関する問い合わせ。（健康保険税、住民税等が高額であるという問い合わせが多い）	税務課 保険年金課
指定ごみ袋引換券の受け取り。ごみの捨て方（粗大ごみ等）、分別に関する問い合わせ。	環境政策課
就学前施設への入所相談・申込手続き等に関する問い合わせ。	幼児課

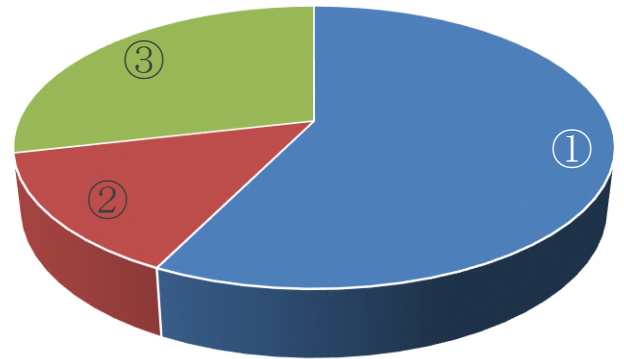
● (参考：滋賀県における多文化共生についてのアンケート結果／令和元年6月)

滋賀県では県政モニター399人を対象に、県民の外国人との共生についての意見や外国人との関わり現状についてアンケートを行いました。回答数は348人、回収率は87.2%でした。

Q.最近、行政や民間企業などで「やさしい日本語」を取り入れる動きがありますが、これまであなたが関わった外国人住民との付き合いの中で、「やさしい日本語」のような言葉の配慮を行ったことがありますか。

項目	割合(%)
①配慮を行ったことがある	57.3
②配慮をしようとしたが難しく、できなかった	14.1
③ない	28.6

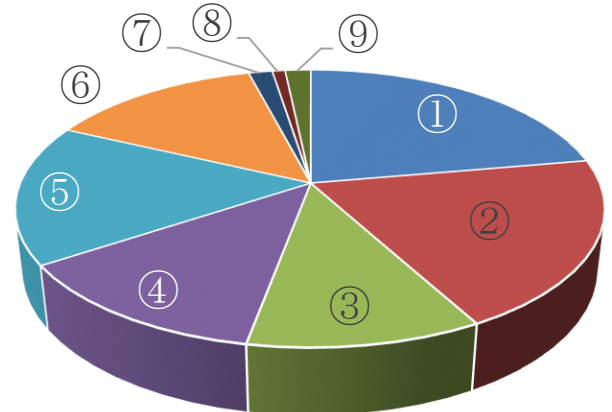
言葉の配慮を行ったことがあるか



Q.日本人住民と外国人住民が共に安心して暮らせ、活躍できる地域社会にしていくために、日本人住民は何をすべきだと思いますか。(3つまで回答)

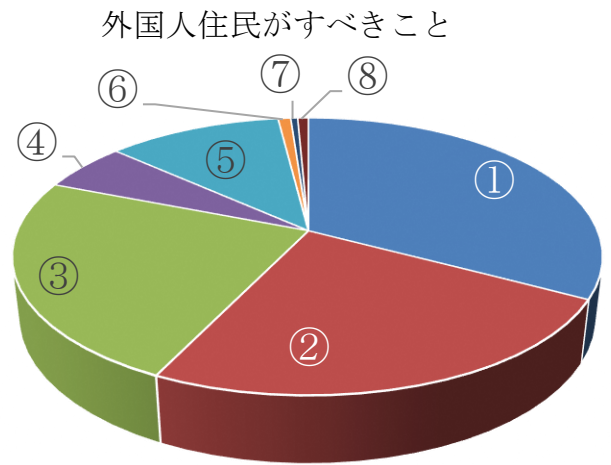
項目	割合(%)
①外国人に対する差別意識を持たないようにする	53.2
②外国の言葉や文化、習慣を学ぶ	47.4
③日本語や日本文化の多様性を日本人が自ら知る努力をする	25.9
④日本語や日本文化を外国人に教える	30.5
⑤日本で生活するルールを守るように外国人住民に呼びかける	39.1
⑥地域住民との交流や地域の活動に外国人住民の参加を呼びかける	33.3
⑦特にすることはない	3.7
⑧わからない	2.0
⑨その他	4.0

日本人住民がすべきこと



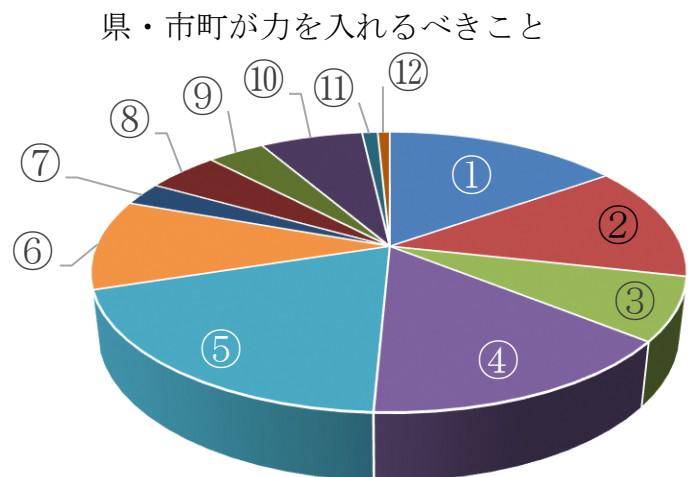
Q.日本人住民と外国人住民が共に安心して暮らせ、活躍できる地域社会にしていくために、外国人住民は何をすべきと思いますか。（3つまで回答）

項目	割合(%)
①日本の習慣、生活ルールを守るようにする	79.6
②日本語や日本の文化を学ぶ	59.2
③地域住民との交流や地域の活動に参加するようにする	57.8
④外国の言葉や文化を教える	13.8
⑤生活の中で感じたことを提案、発言する	27.6
⑥特にすることはない	2.0
⑦わからない	1.1
⑧その他	1.7



Q.日本人住民と外国人住民が共に安心して暮らせ、活躍できる地域社会にしていくために、県や市町などの行政は、どのような取組に力を入れるべきと思いますか。（3つまで回答）

項目	割合(%)
①日本人住民と外国人住民との交流の場をつくる	39.1
②日本人住民と外国人住民双方に対し、多文化共生に関する意識啓発や国際理解を促進する	33.9
③外国人住民が地域社会に積極的に参画するように促す	18.7
④外国人住民に対する相談体制や情報提供を充実する	38.5
⑤外国人住民に対し、日本の生活ルールや習慣文化の違い等について周知する	49.7
⑥外国人住民に対し、日本語の学習を支援する	26.7
⑦日本人住民に対し、外国語の学習を支援する	6.9
⑧企業に対し、労働環境の改善や意識啓発を促す	12.1
⑨外国人住民に対する保健・医療・福祉分野の施策を充実させる	9.5
⑩外国人住民の子どもに対する教育を充実させる	17.0
⑪特にない	2.6
⑫その他	2.0



<用語解説>

グローバル化（1頁）

資本や人等の国境を越えた移動が活発化し、社会的、文化的、経済的に世界と結びつきが深まること。

在留資格（1頁）

外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことができること、あるいは一定の身分または地位を有する者として活動を行うことができることを示す入国管理法上の法的資格のこと。

多文化共生（1頁）

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと。

市民公益活動団体（2頁）

不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に活動を行う営利を目的としない団体。

在留外国人数（3頁）

平成24年(2012年)7月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止された。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となったことから、平成24年(2012年)12月末からは、住民基本台帳上の外国人数について集計された法務省が公表する在留外国人統計の数値を用いている。住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なるため、平成23年以前のデータと単純に比較することはできない。

中国・台湾（7頁）

外国人登録制度において、台湾出身の人の「国籍」欄を「中国（台湾）」と表記していたが、平成24年(2012年)7月の外国人登録法の廃止および住民基本台帳法の改正にともない、住民票の「国籍・地域」欄には「台湾」と表記している。

日本語指導が必要な児童生徒（8頁）

「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（文部科学省）」における、「日本語指導が必要な児童生徒（外国人児童生徒を含む）」、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」および「日常生活ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」のこと。

なお、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒とは、帰国児童生徒のほかに日本国籍を含む重国籍の場合や、保護者の国際結婚により家庭内言語が日本語以外の場合等が考えられる。

やさしい日本語（12頁）

普段使われている日本語より簡単で、外国人にもつたわりやすい日本語のこと。

母語（12頁）

幼児期に周囲の人が話すのを聞いて自然に習い覚えた最初の言語。

ユニバーサルデザイン（14頁）

年齢や、性別、文化や言語、能力等の違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいように、まちやもの、環境、サービス等をつくっていかうとする考え方のこと。

就労支援相談員設置事業（22頁）

外国人等働く意欲がありながら就労を阻害する要因の解消を図るため、支援を行う事業。

機能別消防団員（22頁）

災害時は支援が必要な立場にあると考えられている外国人住民が消防団員となり、様々な訓練を通じ、助けを求める側から助ける側へのシフトチェンジを図っています。

ヘイトスピーチ解消法（26頁）

平成28年(2016年)6月3日公布・施行された法律で、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本施策を定め、これを推進しようとするもの。

<草津市多文化共生推進プラン策定委員名簿>

役 職	氏 名	所属等
委員長	小澤 亘	立命館大学産業社会学部 教授
副委員長	藤田 アニコー	草津市国際交流協会 理事
委員	有村 敬三	パナソニック株式会社アプライアンス社
	恩地 美和	オリーブ 代表
	亀田 直彦	立命館大学
	グエン フー バン	公募委員
	中嶋 良典	公募委員
	中西 まり子	草津市人権擁護推進協議会
	福田 昌甫	遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議 副会長
	山元 孝子	元小学校長